

10年保存
秘
国・無期限
平成24年3月2日から 平成34年3月1日まで

基監発0302第2号
基安安発0302第3号
基安労発0302第1号
平成24年3月2日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長
安全衛生部安全課長
労働衛生課長
(契印省略)

除染等業務における安全衛生対策の推進に当たって留意すべき事項について

標記については、平成24年3月2日付け基発0302第2号「除染等業務における安全衛生対策の推進について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

1 作業現場の把握等（局長通達記の2関係）

（1）除染等業務に係る作業現場の情報の的確な把握

除染等業務に係る作業現場の情報については、次に掲げる方法により、発注単位毎に、作業場所、事業者名、作業の実施期間等の必要な情報を的確に把握すること。

ア 土壌等の除染等の業務の発注者を通じた情報把握

① 除染特別地域

福島労働局が管轄する除染特別地域内における土壌等の除染等の業務は、国が発注することとなるため、環境省の地方支分部局である福島環境再生事務所（支所を含む。）から必要な情報を把握すること。

② 汚染状況重点調査地域

岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉及び千葉労働局が管轄する汚染状況重点調査地域内における土壌等の除染等の業務については、市町村等が発注することとなるため、市町村等から除染実施計画等の必要な情報を把握すること。

なお、特措法第36条に基づき市町村が策定する除染実施計画には、①除染等の措置等の実施に関する方針、②除染実施計画の対象となる区域、③除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域、④前号に規定する区域内の土

地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置、⑤土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期、⑥除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項等を定めることとされていること。

イ 関係団体等を通じた情報把握

市町村等が発注する土壌等の除染等の業務の実施業者選定に当たっては、地元の建設業協会や除染協同組合等の関係団体が関与していることが多いと考えられるため、アに基づく情報把握に加え、必要に応じ、管内の関係団体等からの情報収集に努めること。

(2) 作業現場に係る台帳の整備

上記(1)により把握した作業現場(発注単位)については、監督指導、個別指導の対象事業場の選定に活用するため、作業場所、事業者名、作業の実施期間、作業届の提出の有無等を記載した台帳を整備すること。

2 監督指導及び個別指導の実施(局長通達記の3 関係)

(1) 重点事項

監督指導又は個別指導(以下「監督指導等」という。)の実施に当たっては、次の事項を重点事項として、 確認すること。

ア

①

②

③

イ

①

②

ウ

①

②

エ

①

②

オ

①

②

③

カ

①

②

キ

(2) 監督指導等の対象

ア 局長通達記の3(2)の監督指導等の対象となる作業現場については、

対象とすること。

イ 局長通達記の3(3)の監督指導等の対象となる店社は、

店社であること。

ウ 局長通達記3の(2)の監督指導等を実施した作業現場を管轄する局と、その店社を管轄する局が異なる場合には、作業現場を管轄する局は、当該店社を管轄する局に対し監督指導等の結果その他必要な情報を提供すること。また、当該店社を管轄する局において監督指導等を行ったときには、当該作業現場を管轄する局に対し、監督指導の結果その他必要な情報を提供すること。

(3) 留意事項

監督指導等の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 実施時期

監督指導等については、

行われる時期に実施すること。

イ 元方事業者による被ばく状況の一元管理

ガイドライン第8の2に基づく元方事業者による被ばく状況の一元管理については、

必要な指導を行うこと。

ウ 特別教育

事業場における特別教育の実施を支援するため、必要に応じ、厚生労働省のホームページに掲載されている特別教育(学科科目)標準テキスト及び厚生労働省動画チャンネルで公開されている特別教育(実技科目)動画教材を紹介すること。

エ 除染等業務のうち

オ 付表の作成

監督指導等の実施時に別添の「除染等業務に係る作業現場に対する監督指導・個別指導調査付表」を作成すること。

3 発注者に対する要請等（局長通達記の4関係）

（1）局長通達記の4（2）アに関し、特別教育の実施について、発注仕様書に盛り込む例として、次のようなものがあること。

① 除染等事業者は、除染等業務に従事する労働者に対して、作業を開始する前にあらかじめ、除染電離則第19条及び特別教育規程に定める特別の教育を行っていること。

② 除染等事業者は、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存していること。

③ 除染等事業者は、①及び②を確実に実施するため、管理者を選任し、教育に関する事項を管理させていること。

（2）作業届の受理時や監督指導等時に把握した問題点のうち、他の除染等業務に係る作業現場にも共通なものについては、局が取りまとめの上、文書により市町村等に対して情報提供等を行うこと。

4 監督指導等の実施体制等

（1）監督指導等において除染等作業が行われている現場に立ち入る際に使用する保護具や放射線測定器など必要な装備品を配備すること。

（2）監督指導等を行う職員に対し、必要に応じ、保護具や放射線測定器の使用方法等について研修を実施すること。

5 本省への報告

当分の間、作業届（様式）及び監督指導・個別指導付表の写しについて、その毎月の分を翌月10日までに本省労働衛生課に送付すること。

除染等業務に係る作業現場に対する監督指導・個別指導付表

実施年月日	年 月 日	局 署 名	局 署
事業場名		請負金額	
現場所在地		工 期	～
作業内容	☐ 土壌等の除染等（除染対象： ☐ 建物など工作物 ☐ 道路 ☐ 土壌 ☐ 草木） ☐ 除去土壌の収集、運搬又は保管 ☐ 汚染廃棄物の収集、運搬又は保管 ☐ その他（ ）		
発注者			
労働者数	元方事業者： _____ 人（うち女性 _____ 人、うち有期契約労働者 _____ 人） 関係請負人： _____ 事業場 _____ 人（うち女性 _____ 人、うち有期契約労働者 _____ 人）		
作業場所の平均空間線量率	_____ $\mu\text{Sv/h}$	汚染土壌等の放射能濃度	_____ Bq/kg

注1：除染対象となる①建物など工作物には、建物の屋根等、雨樋・側溝等、外壁、庭等、柵・塀、ベンチや遊具等、②道路には、道脇や側溝、舗装面等、未舗装の道路等、③土壌には、校庭や園庭、公園の土壌、農用地、④草木には、芝地、街路樹など生活圏の樹木、森林、などがある。

注2：作業場所の平均空間線量率及び汚染土壌等の放射能濃度は、除染等事業者が事前調査により把握した測定結果を記載すること。測定結果が複数ある場合には、最も高い値を記載すること。

項 目	根拠条文等	適 否

項 目	根拠条文等	適 否

8 . その他追加項目		
		適 ・ 否
		適 ・ 否
		適 ・ 否

是正勧告書交付の有無		有 ・ 無	指導票又は安全衛生指導書交付の有無		有 ・ 無
特記すべき事項					